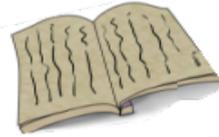


鎌倉時代の裁判の仕組み

弁護士・みぞぐち法律事務所

溝口 敬人



当分イタリヤに行けそうもないので、七七〇年以上前に私の祖先が関わった鎌倉時代の裁許状（判決書）を見つけて読み解いてみました。この裁許状は、東京大学資料編纂所の「入来院家文書」（次ページの写真）の中にあります。鎌倉時代の裁判については、岩波新書の近藤成一『鎌倉幕府と朝廷』186頁以下にわかりやすい説明があります。入来院のことも記述されています。

鎌倉時代の裁判は相論といい、訴人（原告）が訴状を提出すると、裁判所は受理の手続きをした後、論人（被告）に回答を命じる文書

（問状）^{といじょう}を訴状と一緒に送ります。論人が回答を記した陳状を提出すると、裁判所は、今度はこちらを訴人に送ります。訴人は、陳状に対する反論をまとめた2番目の訴状を提出し、これに対し、論人も2番目の訴状に対する反論をまとめた2番目の陳状を提出します。この訴状と陳状の交換を3回繰り返します。（三問三答）。

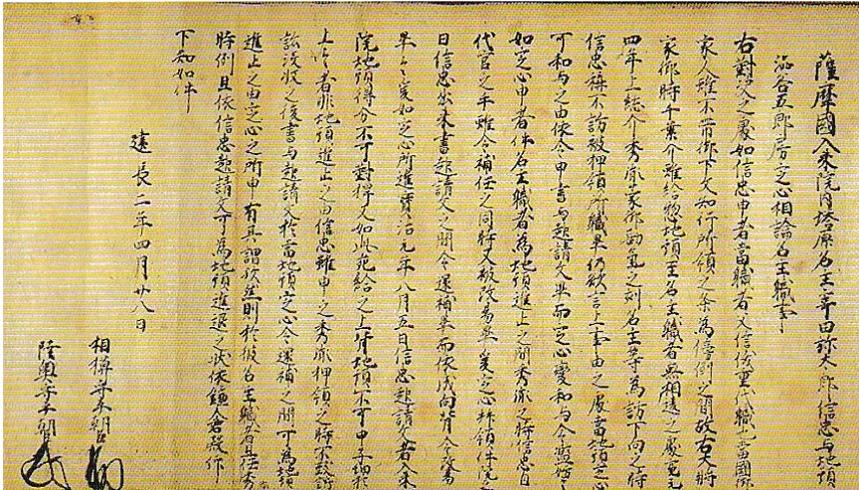
三問三答が済むと、訴人と論人に出頭を命じる召文^{めいぶん}が出されます。訴人と論人が裁判所に出頭すると、担当引付の奉公人が三問三答を逐げた文書を回収し、相論の論点をまとめた上で、両者から口頭で質問し回答させる問注をします。問注が終わると、引付は判決原案に相当する勘録を作成し、評定衆に上程してその意見を得て落着^{おちつき}（落居）させ、裁許状が清書されます。裁許状は勝訴した側のみ渡されるのが通常だそうです。

鎌倉時代は、所領相論が多発した社会で、裁判の仕組みも整えられていったようです。文書の三問三答で双方の言い分を尽くさせ、口頭の問注を経て、勘録を作成し、評定衆の意見を得て落居させており、裁判の公平さを期する工夫がされています。

以上、「みぞぐち法律事務所報第21号
(2022年春)」の序文より転載



みぞぐち法律事務所報
「そよ風通信」第21号・第22号



関東裁許状案 (入来院家文書 82 号)